

町県民税 所得税

の申告は期限内に

申告会場

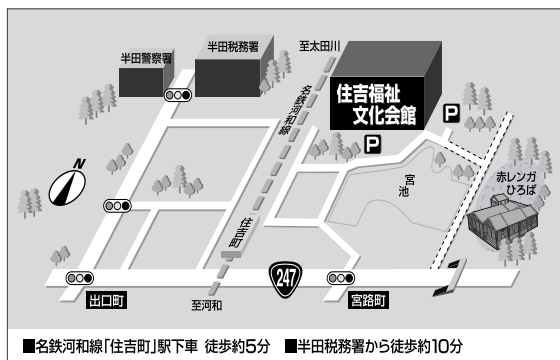
中央公民館本館 1階103号室



受付期間
2月16日(金)
～3月15日(木)
受付時間
午前9時～午前11時半
午後1時～午後4時
土曜日、日曜日と時間外の受け付けはできませんので、注意してください。

「営業・その他事業・譲渡所得等」に関する所得税・贈与税・消費税の申告と納税相談は、阿久比町の受付会場では受け付けできません。
職員による会場での計算確認は行いません。

住吉福祉文化会館



半田税務署では受け付けしません。住吉福祉文化会館へお出かけください。
開設期間 2月1日(木)～3月15日(木)
土曜日・日曜日と時間外は受け付けできません。ただし、2月18日と2月25日の日曜日は、受け付けを行います。(住吉福祉文化会館のみ)
開設時間 午前9時～正午
午後1時～午後4時半
所得税、贈与税、消費税の受け付けを行います。町県民税の申告は、阿久比町の受付会場をお願いします。

問い合わせ先

町県民税
役場税務課住民税係
☎(48)1111 (内220・302)
所得税・贈与税・消費税
半田税務署
☎(21)3141

阿久比町
マスコットキャラクター



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。
ホテル飛びかう、豊かな自然を守ります。
歴史と伝統を守り、教養を高めます。
スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
ボランティア活動に、すすんで参加します。

1月 救急・火災



救急	88
交通事故	10
急病	51
その他	27

火災	1
建物	0
車両	0
その他	1

